

税制調査会の設置、運営に関する資料

1 総理府本府組織令（昭和27年政令第372号）（抄）

（審議会等）

第18条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、次の表の上欄に掲げる審議会等を置き、これらの審議会等の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

税制調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて、租税制度に関する基本的事項を調査審議し、及び当該諮問に関連する事項について、内閣総理大臣に意見を述べること。
（後略）	（後略）

2 前項に定めるもののほか、同項に定める審議会等に関し必要な事項については、別に政令で定めるところによる。

3 （省略）

2 税制調査会令（昭和37年政令第156号、昭和37年4月24日公布）

（最終改正 平成12年4月21日政令第207号）

（組 織）

第1条 税制調査会（以下「調査会」という。）は、委員30人以内で組織する。

2 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

3 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

（会 長）

第2条 調査会に、会長1人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（委員、特別委員及び専門委員）

第3条 委員及び特別委員は、学識経験のある者のうちから、専門委員は、財政経済又は税制に関し専門的知識のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、特別委員及び専門委員は、非常勤とする。

(幹 事)

第4条 調査会に、幹事25人以内を置く。

- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員及び特別委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(部 会)

第5条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(特別部会)

第6条 調査会は、前条に規定する部会のほか、税理士制度その他必要と認める事項について、特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別部会を置くことができる。

- 2 特別部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。
- 3 特別部会に、特別部会長を置き、特別部会に属する委員及び特別委員の互選によつてこれを定める。
- 4 特別部会長は、特別部会の事務を掌理する。
- 5 特別部会長に事故があるときは、特別部会に属する委員又は特別委員のうちから特別部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(資料の提出等の要求)

第7条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政

機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（ 庶 務 ）

第 8 条 調査会の庶務は、内閣総理大臣官房内政審議室において大蔵省主税局及び自治省税務局の協力を得て処理する。

（ 雑 則 ）

第 9 条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会にはかつて定める。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 税制調査会令（昭和34年政令第161号）は、廃止する。
- 3 平成12年4月23日に第3条第2項に規定する任期が満了することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、同年7月31日までとする。

3 税制調査会議事規則（昭和37年 8 月10日）

（改正）昭和55年 3 月10日

平成10年10月23日

（ 会 議 ）

第1条 会議の日時及び場所は、会長が定める。

第2条 会長は、会議の議長となり、議事を総理する。

第3条 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第4条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第5条 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、傍聴者、傍聴場所、傍聴手続など公開に関し必要な事項を定める。

（ 部会及び特別部会 ）

第6条 部会及び特別部会の議事については、第1条から第4条までの規定を準用する。

（ 小委員会 ）

第7条 税制調査会において、調査審議すべき事項につき、議案の整理、細目の調査審議、その他の必要があるときは、会長が小委員会を置くことができる。

第8条 小委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長がこれを指名する。

第9条 小委員会に小委員長を置き、小委員会に属する委員、特別委員及び専

門委員のうちから、会長がこれを指名する。

第10条 小委員長は、小委員会の事務を掌理する。

第11条 小委員長に事故があるときは、小委員会に属する委員、特別委員及び専門委員のうちから、小委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第12条 小委員会の議事の運営その他必要な事項は、小委員長がこれを定める。

第13条 第7条から前条までの規定は、部会及び特別部会について準用する。

（ 議事録 ）

第14条 会議の議事録は、幹事において記録し、会長の命により、これを公表する。

（ 雑 則 ）

第15条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

(付)

税 制 調 査 会 幹 事

内閣法制局第三部長	文部大臣官房長
内閣総理大臣官房内政審議室長	厚生大臣官房長
経済企画庁長官官房長	農林水産大臣官房長
経済企画庁経済研究所長	通商産業省産業政策局長
科学技術庁長官官房長	中小企業庁計画部長
環境庁長官官房長	運輸省運輸政策局長
国土庁長官官房長	郵政大臣官房長
法務大臣官房秘書課長	労働大臣官房長
外務省経済局長	建設大臣官房長
大蔵大臣官房長	自治大臣官房長
大蔵省主計局長	自治省財政局長
大蔵省主税局長	自治省税務局長
国税庁次長	

(参考) 中央省庁等改革関係政令

○ 内閣府本府組織令（平成 12 年政令第 245 号）（抄）

（一部改正）平成 12 年政令第 374 号

（税制調査会）

第 41 条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府に、税制調査会を置く。

2 税制調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議すること。

二 前号に掲げる諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

3 前項に定めるもののほか、税制調査会に関し必要な事項については、税制調査会令（昭和 37 年政令第 156 号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行する。

（後略）

○中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 303 号）

税制調査会令の一部改正

改 正 後	改 正 前
(組織) 第 1 条 税制調査会（以下「調査会」という。）は、委員三十人以内で組織する。 2 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。 3 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。 (部会) 第 5 条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員、<u>特別委員及び専門委員</u>は、会長が指名する。 3～5 (略) (議事) 第 6 条 調査会は、委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。 2 <u>調査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。</u> 3 <u>前二項の規定は、部会の議事について準用する。</u>	(組織) 第 1 条 税制調査会（以下「調査会」という。）は、委員三十人以内で組織する。 2 調査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、<u>特別委員若干人</u>を置くことができる。 3 調査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、<u>専門委員若干人</u>を置くことができる。 (部会) 第 5 条 調査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。 3～5 (略) (特別部会) 第 6 条 調査会は、<u>前条に規定する部会のほか、税理士制度その他必要と認める事項について、特別に調査審議する必要があると認めるときは、特別部会を置くことができる。</u> 2 <u>特別部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。</u> 3 <u>特別部会に、特別部会長を置き、特別部会に属する委員及び特別委員の互選によつてこれを定める。</u> 4 <u>特別部会長は、特別部会の事務を掌理する。</u> 5 <u>特別部会長に事故があるときは、特別部会に属する委員又は特別委員のうちから特別部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</u>

(庶務)

第8条 調査会の庶務は、内閣府大臣官房企画調整課において財務省主税局総務課及び総務省自治税務局企画課の協力を得て処理する。

附 則

(税制調査会の委員等に関する経過措置)

第3条 この政令の施行の際現に従前の総理府の税制調査会の委員、特別委員又は専門委員である者は、それぞれこの政令の施行の日に、第十一条の規定による改正後の税制調査会令（以下この条において「新税制調査会令」という。）第三条第一項の規定により、内閣府の税制調査会の委員、特別委員又は専門委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における従前の総理府の税制調査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この政令の施行の際現に従前の総理府の税制調査会の会長である者は、この政令の施行の日に、新税制調査会令第二条第一項の規定により、内閣府の税制調査会の会長として定められたものとみなす。

3 この政令の施行の際現に第十一条の規定による改正前の税制調査会令第二条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名された者である者は、この政令の施行の日に、新税制調査会令第二条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(庶務)

第8条 調査会の庶務は、内閣総理大臣官房内政審議室において大蔵省主税局及び自治省税務局の協力を得て処理する。